

	行田	南河原
地域指定年度	昭和 45 年度	昭和 47 年度
計画策定年度	昭和 48 年度	昭和 47 年度
計画見直し年度	昭和 53 年度	
	昭和 60 年度	
	平成 4 年度	
	平成 10 年度	
	平成 15 年度	平成 17 年度
	平成 20 年度	
	令和 2 年度	

行田農業振興地域整備計画書

令和 3 年 7 月

埼玉県行田市

目 次

第1	農用地利用計画	1
1	土地利用区分の方向	1
(1)	土地利用の方向	1
ア	土地利用の構想	1
イ	農用地区域の設定方針	3
(2)	農業上の土地利用の方向	5
ア	農用地等利用の方針	5
イ	用途区分の構想	6
ウ	特別な用途区分の構想	9
2	農用地利用計画	9
第2	農業生産基盤の整備開発計画	10
1	農業生産基盤の整備及び開発の方向	10
2	農業生産基盤整備開発計画	10
3	森林の整備その他林業の振興との関連	10
4	他事業との関連	10
第3	農用地等の保全計画	11
1	農用地等の保全の方向	11
2	農用地等保全整備計画	11
3	農用地等の保全のための活動	11
4	森林の整備その他林業の振興との関連	11
第4	農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	12
1	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	12
(1)	効率的かつ安定的な農業経営の目標	12
(2)	農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	17
2	農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	18
(1)	認定農業者等の育成対策	18
(2)	農用地等の集団化対策	18
(3)	農用地等の流動化対策	18
(4)	農作業の受委託の促進対策	18
(5)	農業生産組織の活動促進対策	18
(6)	地力の維持増進対策	19
3	森林の整備その他林業の振興との関連	19

第5	農業近代化施設の整備計画	20
1	農業近代化施設の整備の方向	20
	(1) 米麦(全地域)	20
	(2) 野菜(全地域)	20
2	農業近代化施設の整備計画	20
3	森林の整備その他林業の振興との関連	20
第6	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	21
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	21
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	21
3	農業を担うべき者のための支援の活動	21
4	森林の整備その他林業振興との関連	21
第7	農業従事者の安定的な就業の促進計画	22
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	22
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	22
	(1) 就業先となるべき事業に係る施設	22
	(2) 農業従事者の就業意向を把握するための対策	22
	(3) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策	22
	(4) 地域資源の利活用による就業機会の確保対策	23
	(5) 企業進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策	23
3	農業従事者就業促進施設	23
4	森林の整備その他林業との関係	23
第8	生活環境施設の整備計画	24
1	生活環境施設の整備の計画	24
2	生活環境施設整備計画	24
3	森林の整備その他林業の振興との関連	24
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	24
第9	付 函	25
別記	農用地利用計画	25

第 1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、東京都心の北北西約 60km、埼玉県 of 北東部に位置し、北は利根川を境として群馬県に、東は羽生市、加須市、西は熊谷市、南は鴻巣市に隣接している。

平成 18 年（2006 年）1 月には北埼玉郡南河原村と合併し、市域は東西 11.4km、南北 11.9km、面積は 6,749ha となっている。

交通面では、都心までを 1 時間程度で結ぶ J R 高崎線が市の南西部、秩父鉄道が市の中央部を東西に走り、市民の通勤・通学の足となっている。

また幹線道路は、一般国道 17 号及び一般国道 17 号熊谷バイパスが市内南西部を南北に縦断するとともに、一般国道 125 号及び一般県道熊谷羽生線が市内を東西に横断しており、首都圏及び隣接する都市と連絡しているほか、東北縦貫自動車道、関越自動車道及び首都圏中央連絡自動車道の各インターチェンジにも良好なアクセスが可能であることから、広域的な交通利便性にも富んでいる。

本市の農業振興地域は 4,232.5ha である。北に利根川、南に荒川と二大河川に挟まれ、この二大河川を結ぶ武蔵水路が市の中心部を南北に縦断し、また、市内を縦横に流れる水系にも恵まれ、平坦で肥沃な農地に恵まれている。

東部地域及び南部地域は、米作を中心に野菜、花き、畜産等の複合経営が主となっている。

西部地域は、総体的には主穀作を中心とした農業経営が主となっているが、一部には果樹、野菜等の複合経営もみられる。

北部地域は、南河原・北河原・須加・斎条地区の一部において、ほ場整備が完了し主穀作を中心とした農業経営が主となっている。

一方、昭和 40 年代から市内における工業団地の立地を契機として、農家の安定兼業化が可能となったかたわら、土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻となっていた。ただ、兼業農家の高齢化も進み、農業機械の更新時や世代交代等を機に農地の流動化が進む傾向にある。

今後は、多様な担い手の確保と育成支援、農地の集積と生産基盤の強化を促進し、生産性の向上を図ることとする。

また、6 次産業化の促進やブランド化など付加価値の高い農産物・加工品の創出を支援するとともに、都市近郊型農業の利点を活かしながら、行田市産農産物の積極的な地産地消を推進し、農業経営の強化と農業の成長産業化を図る。

なお、優良な農用地を確保するため、農用地の他用途への転換については、都市的土地利用と農林漁業との調整を図り、生産性の低い農用地を充てるとともに、市街化区域の隣接地などに誘導することを主眼として土地利用を図るものとする。

＜農業振興地域内の用途区分別面積の目標＞

単位：h a ・ %

区分	農用地		農業用施設 用 地		森林・原野		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現 在 (R1 年)	2,988.9	70.6	15.5	0.4	24.0 (0.0)	0.6 0	1,204.1	28.4	4,232.5	100.0
目 標 (R12 年)	2,982.2	70.5	15.5	0.2	24.0 (0.0)	0.6 0	1,210.8	28.6	4,232.5	100.0
増 減	▲ 6.7		0		0		6.7		0	

注1：現在値について

- (1) 農用地は、「令和元年 確保すべき農用地等の目標の達成状況」(12.31 現在)の農業振興地域内のデータ(田・畑・樹園地の合計)。
- (2) 農業用施設用地は、「令和元年 確保すべき農用地等の目標の達成状況」(12.31 現在)の農業振興地域内のデータ(農業用施設用地)。
- (3) 森林・原野は「令和元年 確保すべき農用地等の目標の達成状況」により24.0ha。()内は混牧林地の面積である。
- (4) その他は、農業振興地域全体から農用地～森林・原野を差し引いた面積であり、住宅地や道路、河川・水路、河川敷などである。

注2：目標値について

- (1) 農用地は、平成21～令和元年の年平均の転用面積(年平均0.61ha)を見込んだ。(11年分6.71ha)
- (2) 農業用施設用地、森林・原野は、現時点での開発等の計画はないため、増減なしとしている。

イ 農用地区域の設定方針

農用地区域の設定にあたっては、農業生産基盤の整備等により農業の近代化が図れる農地でおおむね 10ha 以上の集团的農地を設定する。

(ア) 現況農地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある現況農地 2,988.9ha のうち、a～c に該当する農地約 2,275ha について、農用地区域を設定する方針である。

a 集团的に存在する農地

おおむね 10ha 以上の集团的な農地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業（防災事業を除く）の施行に係る区域内にある土地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

- ・国が補助を行わない農業農村整備事業等の施行に係る区域にある土地
- ・周辺の優良農地の保全や農業水利上の悪影響を防止するために確保しておく必要がある農地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく、認定農業者等の担い手の経営耕地に隣接する一定規模以上の土地、将来該当担い手に集積することによって、経営規模の拡大と農業経営の合理化を図ることが適当な土地
- ・農業経営基盤強化促進法に基づき、特定農業法人が集積することとされている農地

ただし、c の土地であっても、次の土地については、農用地区域に含めない。

(a) 集落内に介在する農用地

該当集落数 31 該当農用地面積 376.9ha

(b) 自然的な状況等から見て、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農地

該当なし

(c) その他

- ・道路沿線市街地として開発が進みつつある下忍地域内を貫通する県道行田東松山線の両側 100m の範囲内の沿線農用地
約 10.8ha

(イ) 土地改良施設の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農地に介在又は隣接する用水機場進入路、農業用水路などについては、当該農地と一体的に保全する必要があることから農用地区域を設定する。

面積 1.59ha

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農業振興地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農地に介在又は隣接するものであって、当該農地と一体的に保全する必要があるものについて、農用地区域を設定する。

面積 6.75ha

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

該当なし

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地は、食料の安定的な供給を行うための基礎的な生産資源であり、また、地域のゆとりとやすらぎ、防災空間等といった多面的機能を有する資源である。

本地域の農用地利用の現況は、約 90%が米麦生産を目的とした水田又は陸田で占められ、残りの 10%の農用地が普通畑や樹園地で、主に集落周辺に点在している。また、一部に、野菜や花き類の園芸施設や畜舎などの農業用施設が点在している。

今後は、水田において、米を中心としつつ、麦・大豆といった転作作物、二毛作の拡大を図るなど生産性の高い土地利用型農業の振興を図るため、農地の利用集積を図る。畑については、露地野菜の高品質化を図るとともに、消費者動向、加工・業務需要に応じた作物の多品目化、施設野菜や花き栽培における先端技術を導入した施設栽培の推進を図る。

単位：ha

区分 地区名	農地			農業用施設用地			計		
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減
A地区(北河原・酒巻)	189.5	188.9	△ 0.6	0.8	0.9	0.1	190.3	189.8	△ 0.6
B地区(下中条・須加)	222.0	221.3	△ 0.8	0.1	0.1	0.0	222.1	221.4	△ 0.7
C地区(小敷田・中里・皿尾・上池守・下池守)	267.0	266.0	△ 0.9	0.4	0.4	0.0	267.3	266.4	△ 0.9
D地区(斎条・和田・谷郷)	202.1	201.5	△ 0.7	0.4	0.5	0.0	202.6	201.9	△ 0.6
E地区(荒木・小見・白川戸)	199.5	198.9	△ 0.7	0.1	0.1	0.0	199.6	199.0	△ 0.7
F地区(前谷・持田)	64.5	64.3	△ 0.2	0.0	0.0	0.0	64.5	64.3	△ 0.2
G地区(埼玉・野・渡柳・利田)	248.3	247.5	△ 0.8	0.8	0.9	0.1	249.1	248.4	△ 0.8
H地区(藤間・関根・真名板・若小玉・小針・下須戸)	397.7	396.3	△ 1.3	3.4	3.7	0.3	401.0	400.0	△ 1.0
I地区(長野)	58.6	58.4	△ 0.2	0.1	0.1	0.0	58.7	58.5	△ 0.2
J地区(堤根・樋上・下忍)	75.1	74.8	△ 0.3	0.1	0.1	0.0	75.1	74.9	△ 0.2
K地区(南河原・犬塚・馬見塚・中江袋)	344.3	343.1	△ 1.2	0.6	0.6	0.1	344.8	343.7	△ 1.1
計	2,268.5	2,260.8	△ 7.7	6.7	7.4	0.7	2,275.3	2,268.3	△ 7.0

注1：現況については、H31.1.1現在の土地課税データ登記地籍による。

注2：将来については、概ね10年後であるが過去10年間は増減を繰り返していることから、直近3年間の動向を勘案し、農地は市全体で年平均0.77ha減少すると見込み、地区別面積割合に振り分けた。農業用施設用地については、やや増加していることから、年平均0.07ha増加を見込んだ。

注3：採草放牧地、混牧林地は市内に存在しないため上表からは除いている。

注4：小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

イ 用途区分の構想

(ア) A地区：北河原地区

(大字北河原、酒巻)

本地区は、市の北西部、利根川や福川の沿い展開する平坦な水田地帯であり、昭和 40 年代から 50 年代に土地改良事業、転作条件整備事業が実施され、ほ場が整備された集団的農用地である。

今後ともこれら地域の農用地を農地として利用・保全し、米麦を中心に転作物の奨励を進めつつ、認定農業者等地域の担い手への集積化を図る。

(イ) B地区（須加地区）

(大字下中条、須加)

本地区は、市の北東部、利根川の沿い展開する平坦な水田地帯である。利根大堰から取水した埼玉用水路沿いでは、昭和 40 年代から 50 年代にかけて行田・羽生土地改良区によるほ場整備が実施され、水田の区画が整備された集団的農用地で、米麦を中心とした土地利用型の農業を営んでいる。

これらの農用地区域については、農地として利用し、用排水施設等の適正な維持管理を進め、引き続き、米麦を中心とした土地利用型農業の推進を図る。また、認定農業者等地域の担い手への集積化を図り、経営規模の拡大を促進する。

(ウ) C地区（星宮地区）

(大字小敷田、中里、皿尾、上池守、下池守)

本地区は、市の西部、熊谷市に隣接した水田地帯で、地区の中央部を東西に一般国道 125 号が通る位置にある。昭和 40 年代の小敷田土地改良区によるほ場整備、昭和 50 年代からの星宮土地改良区によるほ場整備が実施され、水田地帯の農業基盤が整備されている。

水田地帯について、大字小敷田の飛地について、池上地区ほ場整備事業を実施し、農業生産基盤の整備を進め、引き続き集団的な農地として確保し、米麦を中心とした土地利用型農業の推進を図る。また、地域の話し合いによる「人・農地プラン」に基づき、地域の中心的経営体への農地の集積を推進する。

(エ) D地区（星河地区）

(大字齋条、和田、谷郷)

本地区は、市の市街地の北、おおむね一般国道 125 号の北側に位置し、地区内には行田市総合公園がある。また、地区の中央部、大字齋条と和田の境付近には星川が流れている。

齋条では、平成 12 年から齋条土地改良区による県営ほ場整備事業が実施され、30a 区画の水田が整備されているほか、農業近代化施設として行田カントリーエレ

ベーターも整備されている。この区画が整備された水田地帯については、今後とも優良農地として確保し、米麦を中心とした土地利用型農業を推進する。

また、総合振興計画や都市計画マスタープランにおいて交流拠点検討ゾーンに位置づけられている土地もあることから、都市計画との健全な調和を図りながら、優良農地の維持・保全に努めるものとする。

(オ) E地区（荒木地区）

（大字荒木、小見、白川戸）

本地区は、市の市街地の北東、おおむね一般国道 125 号の北側に位置し、東は羽生市に接している。地区の中央部には、星川や武蔵水路が流れている。

荒木では、平成 24 年から荒木郷地裏土地改良区による県営ほ場整備事業が実施され、30a 区画の水田が整備されている。

区画が整備された水田地帯については、今後とも優良農地として確保し、米麦を中心とした土地利用型農業を推進する。

(カ) F地区（持田・前谷地区）

（大字前谷、持田）

本地区は、市の市街地の南部、一般国道 17 号熊谷バイパスと上越新幹線の間に位置し、J R 高崎線行田駅にも近い。地区の西は市街化区域に接している。

区画が整備された水田地帯については、今後とも優良農地として確保し、米麦を中心とした土地利用型農業を推進するが、区画の規模は約 20a で、用排水施設等の老朽化が進んでいることからこれらの適正な維持管理を進める。

また、総合振興計画や都市計画マスタープランにおいて幹線道路沿線土地利用検討ゾーンに位置づけられている土地もあることから、都市計画との健全な調和を図りながら、優良農地の維持・保全に努めるものとする。

(キ) G地区（埼玉地区）

（大字埼玉、野、渡柳、利田）

本地区は、市の市街地の南東部、一般国道 17 号熊谷バイパスの東に位置し、地区内には埼玉古墳群がある。

地区内では、野土地改良区によるほ場整備（行田・川里）や鴻巣行田土地改良区による県営ほ場整備が実施され、30a 程度の区画が整備された水田地帯がある。

これらは今後とも優良農地として確保し、米麦を中心とした土地利用型農業を推進する。

また、総合振興計画や都市計画マスタープランにおいて産業系土地利用検討ゾーンに位置づけられている土地もあることから、都市計画との健全な調和を図りながら、優良農地の維持・保全に努めるものとする。

(ク) H地区（太田地区）

（大字藤間、関根、真名板、若小玉、小針、下須戸）

本地区は、市の市街地の東部、一般国道 125 号の南に位置し、東は羽生市や加須市に接している。地区の中央部を見沼代用水が流れているほか、地区内には古代蓮の里がある。

地区内では、柳前土地改良区によるほ場整備や蓮ヶ原土地改良事業、野中土地改良区、関根土地改良区によるほ場整備や転作条件整備事業が実施され、小規模ではあるが畑作転換条件も整備されている。

これらは今後とも優良農地として確保し、米麦や露地野菜を中心とした土地利用型農業を推進する。

(ケ) I地区（長野地区）

（大字長野）

本地区は、市の市街地の東に隣接し、旧忍川と長野落に挟まれた位置にある。

地区内では、細田土地改良区によるほ場整備や県農林公社による小規模土地基盤整備事業が実施されており、今後とも優良農地として確保し、米麦や露地野菜を中心とした土地利用型農業を推進する。

(コ) J地区（下忍地区）

（大字堤根、樋上、下忍）

本地区は、市の南部で、一般国道 17 号熊谷バイパスの南側に位置し、地区の中央部には忍川が流れている。

ほ場整備されている水田については、優良農地として確保し、米麦や露地野菜を中心とした土地利用型農業を推進する。また、地区内での農業生産基盤整備は実施時期が古く、用排水施設等の老朽化が進んでいることからこれらの適正な維持管理を進める。

また、総合振興計画や都市計画マスタープランにおいて産業系土地利用検討ゾーンに位置づけられている土地もあることから、都市計画との健全な調和を図りながら、優良農地の維持・保全に努めるものとする。

(サ) K地区（南河原地区）

（大字南河原、犬塚、馬見塚、中江袋）

本地区は、市の北西部で、南河原市街地を囲んでいる水田農業地帯である。

地区内では、昭和 40 年代に行田市南河原土地改良区によるほ場整備などが実施されている。農業生産基盤の整備された水田については、優良農地として確保し、米麦や露地野菜を中心とした土地利用型農業を推進する。また、用排水施設等の老朽化が進んでいることからこれらの適正な維持管理を進める。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする。

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域内の現況農地面積は、約 2,900ha で、その多くは農業生産基盤が整備された水田地帯となっているが、整備時期が古い地域も多く、区画が狭く、作業効率も低い状況である。また用排水等の施設についても維持管理が課題となっている。また、市の飛地となっている大字小敷田の一部では、池上地区ほ場整備事業が実施されている。

今後の農業振興の方向は、米麦を中心とした土地利用型農業の省力化を目指し、大型機械に対応できる農地の集積化とともに、用排水施設等の適切な維持管理を進める。

畑については、施設栽培や露地野菜、花き栽培等を取り入れた経営を推進し、消費者ニーズに対応した品種の作付けとともに、直売体制の確保や安心・安全な農産物の供給を進める。

2 農業生産基盤整備開発計画

<計画事業一覧>

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		備考
		受益地区	受益面積	
区画整理	ほ場整備事業 (行田市分：1.6ha)	池上地区 (大字小敷田字高根)	1.6ha	

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農地は、食料の安定供給の役割を果たしていくための基盤であり、集団的に存在する優良農地を良好な状態で維持、保全していくことが重要である。

そのため、担い手となる認定農業者等への農地の利用集積を図り、農地の有効利用を進める。

また、洪水防止や自然循環の保全、美しい景観形成など農地が持つ多面的機能を維持するため、多面的機能支払交付金を活用し、農地の維持や資源向上の共同の取り組みを促進する。

2 農用地等保全整備計画

農地の多面的機能の維持、発揮を図るため、多面的機能支払交付金事業などにより、農地及び土地改良施設等の適切な維持管理を推進する。

<計画事業一覧>

事業の種類	事業の概要	受益地区	備考
多面的機能発揮促進事業	農地、農業用水等の保全・管理のための地域の共同活動	市内全域	

3 農用地等の保全のための活動

農用地等の機能確保と良好な保全管理のため、農業委員会を中心に農業者への啓発に努める。また、農地中間管理機構と連携し、担い手への農地の利用集積を推進し、農地の利用効率を高める。

さらに、農用地等の保全や農業用排水施設等の適切な維持管理を持続的に行うため、多面的機能支払制度等を活用し、非農業者も含めた組織を通じて農地の多面的機能の維持管理、資源向上の活動を推進する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第 4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう農業経営の発展の目標を明確にし、効率的かつ安定的な農業経営を育成する。

具体的な経営指標は、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業従業者が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得、労働時間として以下の目標の実現を目指す。

<主たる従業者一人当たりの農業経営目標>

年間労働時間 1, 800時間

年間農業所得 560万円

また、これらの経営が本市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保目標を年間10人とするとともに、新規就農青年等の労働時間・農業所得に関する目標については、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得として、主たる従事者1人あたり250万円程度の水準を目標とする。

そのため、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取り組みについては、市の就農相談窓口の活用や、ほくさい農業協同組合、農業委員会等と連携し、就農者情報の共有や就農相談会を行うほか、就農希望者に対しては農業経営に必要な栽培技術習得や農地確保のサポートを行う。

営農類型別の農業経営目標は以下のとおりとする。

<家族経営体>

NO	営農類型	経営規模	作目構成等	規模	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
1	主穀単一 基幹従事者 2人	20ha	水稲単作	7ha	—	—
			水稲・麦	4ha		
			大豆・麦	6ha		
			麦単作	2ha		
			大豆単作	1ha		
			作業受託	8ha		
2	主穀・露地野菜複合 基幹従事者 2人	12ha	水稲・大麦	5.5ha	—	—
			大豆・麦	5.0ha		
			ブロッコリー(秋)	1.3ha		
			ブロッコリー(春)	0.2ha		
3	主穀・水産食料養殖 複合 基幹従事者 2人	10ha	水稲	5.5ha	—	—
			大豆・小麦	4.0ha		
			ホモロコ(養殖池)	0.5ha		
4	施設キュウリ露地野菜複 合 基幹従事者 2人	低コスト耐候 性ハウス 4,000 m ² 普通畑 1.0ha	促成キュウリ	2,000 m ²	—	—
			抑制キュウリ	2,000 m ²		
			越冬キュウリ	2,000 m ²		
			半促成キュウリ	2,000 m ²		
			冬ブロッコリー	1.0ha		
5	施設トマト・露地野 菜複合 基幹従事者 2人	アクリルハウス 3,000 m ² 普通畑 1.0ha	促成トマト	2,000 m ²	—	—
			高糖度トマト	1,000 m ²		
			秋冬ブロッコリー	1.0ha		
6	施設トマト(直売) 基幹従事者 2人	アクリルハウス 2,000 m ² 普通畑 1.0ha	促成トマト	1,000 m ²	—	—
			抑制トマト	1,000 m ²		
			半促成トマト	1,000 m ²		
			ほうれんそう	0.2ha		
			ブロッコリー	0.2ha		
			ねぎ	0.2ha		
			さといも	0.2ha		
			スイートコーン	0.3ha		
7	施設軟弱野菜 基幹従事者 2人	低コスト耐候 性ハウス 3,000 m ² 養液栽培装 置 2,000 m ²	こまつな	延 3,000 m ²	—	—
			みずな	延 3,000 m ²		
			水耕ほうれんそう	延 16,000 m ²		
			水耕ルッコラ	延 16,000 m ²		

NO	営農類型	経営規模	作目構成等	規模	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
8	施設いちご・主穀複合 基幹従事者 2人	低コスト耐候性ハウス 3,000 m ² 水田 2.0ha	促成いちご	2,000 m ² (高設栽培・摘み取り体験用:1,000 m ²)	—	—
			いちご苗	40,000 株		
			水稲	2.0ha		
9	露地野菜・ほうれんそう複合 基幹従事者 2人	2.0ha	ほうれんそう	1.1ha	—	—
			みずな	1.8ha		
			さといも	0.7ha		
			緑肥作物	1.0ha		
10	ブロッコリー・スイートコーン複合 基幹従事者 2人	普通畑 3.5ha	春ブロッコリー	1.5ha	—	—
			(二重トンネル栽培)	(0.5ha)		
			(一重トンネル栽培)	(1.0ha)		
			秋冬ブロッコリー	2.2ha		
			スイートコーン	2.0ha		
			(トンネル栽培)	(1.0ha)		
(露地栽培)	(1.0ha)					
11	ねぎ・にんじん複合 基幹従事者 2人	4.5ha	ねぎ (冬まき)	1.5ha	—	—
			ねぎ (春まき)	1.5ha		
			人参 (冬まき)	1.0ha		
			水稲 (普通植)	1.5ha		
12	葉物単一 基幹従事者 2人	1.7ha	こまつな	5.4ha (0.9ha、6作)	—	—
			みずな	1.9ha (0.3ha、6作)		
			ベカナ	0.5ha		
13	なし単一 基幹従事者 2人	1.2ha	幸水	0.7ha	—	—
			(簡易被覆栽培)	(0.2ha)		
			(普通栽培)	(0.5ha)		
			彩玉	0.1ha		
			豊水	0.2ha		
			晩生品種 (新高、あきづき、王秋)	0.2ha		
14	ふどう単一 基幹従事者 2人	1.2ha	露地ぶどう	0.5ha	—	—
			雨除けぶどう	0.5ha		
			施設加温ぶどう	0.2ha		
15	しいたけ 基幹従事者 2人	フレーム 2,268 m ² ほだ場 35a	植菌原木本数	30,000 本	—	—
			用役ほだ木本数	85,600 本		

NO	営農類型	経営規模	作目構成等	規模	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
16	こんにやく 基幹従事者 2人	2.7ha	こんにやく1年生	0.5ha	—	—
			こんにやく2年生	1.5ha		
			こんにやく3年生	1.0ha		
			こんにやく加工生玉	4,900kg		
17	酪農(加工含む) 基幹従事者 2人	経産牛40頭 育成牛19頭 飼料畑5.0ha アイスクリーム製造 56,000食	常時搾乳牛	37頭	—	—
			飼料生産	延8.5ha		
			加工アイスクリーム	7,000ℓ		
18	肉用牛 基幹従事者 2人	肉用牛 250頭	黒毛和種出荷頭数	39頭	—	—
			交雑種出荷頭数	129頭		
19	養豚(加工含む) 基幹従事者 2人	豚950頭 (種雌豚80頭) (種雄豚6頭) (育成・肉豚 864頭)	年間肉豚出荷頭数	1,700頭	—	—
			加工:ハム・ソー セージ	280kg		
20	養鶏 基幹従事者 2人	採卵鶏 21,000羽	常時成鶏羽数	19,870羽	—	—
			鶏卵年販売量 (出荷)	205,033kg		
			産地直売	87,872kg		
21	洋ラン 基幹従事者 2人	アクリルハウス 1,000㎡	ファレノプシス	1,000㎡	—	—
22	鉢物・苗物 基幹従事者 2人	アクリルハウス 1,650㎡ パイプハウス 1,650㎡	苗物 (パゼー、エチキ等)	7,260㎡	—	—
			鉢物 (シラメン、キ等)	2,904㎡		
23	ユリ 基幹従事者 2人	アクリルハウス 5,000㎡	リエンタル ハイブリッドリリー	5,000㎡	—	—
24	宿根アスター 基幹従事者 2人	パイプハウス 6,000㎡ 普通畑 0.3ha	宿根アスター	1.5ha		
25	バラ 基幹従事者 2人	アクリルハウス 4,000㎡	バラ切花	4,000㎡	—	—
26	植木・苗木 基幹従事者 2人	育苗ハウス 1,000㎡ 普通畑1.1ha	アジサイ	2,000㎡	—	—
			アベリア	1,200㎡		
			ウツギ	1,000㎡		
			コデマリ	1,200㎡		
			その他	6,600㎡		

NO	営農類型	経営規模	作目構成等	規模	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
27	花木鉢物 基幹従事者 3人	パイプハウス 1,000 m ² 鉄骨ハウス 1,300 m ² 植木畑 4.2ha	ウメ	130a	—	—
			マユミ	140a		
			その他	180a		
28	キンギョ養殖 基幹従事者 2人	養殖池:1.0ha	小赤生産	0.3ha	—	—
			更紗和金類0年魚	0.2ha		
			更紗和金類1年魚	0.1ha		
			琉金類0年魚	0.2ha		
			琉金類1年魚	0.2ha		
29	都市観光農業 基幹従事者 2人	樹園地1.2ha 普通畑0.5ha	ぶどう	0.6ha	—	—
			ブルーベリー	0.4ha		
			キウイフルーツ	0.2ha		
			さつまいも	0.3ha		
			スイートコーン	0.1ha		
			枝豆	0.1ha		
			だいこん	0.1ha		
計						

<組織・法人経営体>

NO	営農類型	経営規模	作目構成	規模	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
1	主穀単一 (組織法人経営) 基幹従事者 6人	水田:60ha	水稲単作	23ha	—	—
			水稲・麦	10ha		
			大豆・麦	27ha		
			もち加工	5t		
			作業受託	100ha		
2	主穀単一 (集落営農経営) 基幹従事者出役 10人想定	水田:30ha (集落全体 を借地)	水稲単作	9ha	—	—
			水稲・麦	1ha		
			飼料稲・麦	5ha		
			麦単作	10ha		
			大豆単作	5ha		
計					—	—

注1:個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標について、その前提となる労働力構成については、ここでは、標準的な家族農業経営を想定して、主たる従事者1人、補助従事者1人としている。

注2:営農類型は、類似のものへの適用を前提として、戸数については市内の認定農業者を想定。

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

上記に掲げた営農類型をモデルとして、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標として、農用地の利用に占めるシェアを示す。

＜地域のシェアの目標＞

効率的かつ安定的な経営体が 農用地利用に占めるシェアの目標
64%

注：「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体の地域における農用地利用面積シェアの目標である。

農用地利用には、基幹的農作業（水稻については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作目については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含むものとする。

本市では、米麦を中心とした土地利用型農業、畑地帯の露地野菜、施設野菜等を中心とした複合経営のほか、近年では花きを中心とした施設園芸の展開もみられるようになった。

今後は、更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、地域によっては担い手が受けきれない農地がでてくることが予想される。

そのため、担い手育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進する。

具体的には、担い手を中心に高収益の作目・作型を推進する。そのための新規就農者の育成、認定農業者の法人化を推進する。

また、農業生産の基盤となる優良農地の確保を図ることを基本として、農村地域の秩序ある土地利用の確保に努めるため、農地中間管理機構（公益社団法人埼玉県農林公社）やほくさい農業協同組合との連携を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

(1) 認定農業者等の育成対策

農作業の受委託に係る受け手となり、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者等に対しては、市や関係機関が主体となって、営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行い、農業経営改善計画を自主的に作成するよう誘導する。

また、農業委員会の支援により農地利用集積やその他支援措置を集中的かつ重点的に実施されるよう努める。

有機農法など高付加価値の農業を目指す農家には、高度な生産技術や経営能力の習得促進を行う。

(2) 農用地等の集団化対策

関係機関との連携を図りながら、集落における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確化する話し合いを促進し、「人・農地プラン」の作成・更新に努める。

認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進する。

(3) 農用地等の流動化対策

土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者等に対して、農業委員などによる掘り起こし活動を強化し、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、水田の利用方法も考慮して農地の利用集積目標へと近づけていく。

(4) 農作業の受委託の促進対策

労働生産性の向上を実現するため、農業機械施設や大型農機具等の導入が必要となる。しかし、個人単位での農業機械施設や大型農機具等の保有・利用は経費負担が大きくなるため、共同化を進めることが必要である。

また、農業機械施設や大型農機具の保有・利用の合理化を進め、農作業の効率化を目的に、ブロックローテーションなど作付けの集団化を図ることによって、農作業の共同化を推進する。

(5) 農業生産組織の活動促進対策

地域農業の近代化・合理化を図るためには、経営感覚に優れた効率的・安定的な農業生産組織を育成し、その創意工夫を発揮した経営展開が行えるような、支援体制作りをして意欲ある生産組織の育成を図る。

(6) 地力の維持増進対策

麦等のイネ科の作物を輪作体系の中に組み入れることで野菜の連作障害を防ぐことができる。さらに、これらをほ場にすき込むことで堆肥並みの地力増強効果が図れることから、こうした土づくりを推進する。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業は、米麦を中心とした経営形態が当面続くと思われるが、首都圏に位置する立地条件から生鮮食料基地として野菜の供給の役割が大きくなる。

米については需要の低下傾向が続いていることから、経営規模の小さな農家では機械の更新の負担が大きいため、法人化や農業機械の共同利用、良質米の生産を目的に生産性の高い経営の育成を図る。

野菜生産では、安心・安全な農産物の供給のために人手を必要としているとともに、安定的な販売ルートの確保が課題である。また、農産物直売所の設置により地元産農産物の需用も増えてきていることから、野菜類の作付と農産物の加工品を振興する。環境に配慮した無農薬、減農薬栽培についても積極的に取り組んでいく。

このため農業基盤の整備とあわせ自立経営農家ならびに集落営農等生産組織の育成による農業生産体制の確立を目的に農業近代化施設の整備を促進し生産性の向上を図る。

流通販売、加工等の施設整備についても、ほくさい農業協同組合等を機軸に積極的に推進する。

(1) 米麦（全地域）

米麦を中心とした土地利用型農業については、主食用米以外の栽培支援、農地の集団化と経営規模の拡大、作業の受委託の促進等によるコスト削減を図るため、認定農業者等の担い手農家による農業機械施設の整備を支援する。また、米粉加工など付加価値を高める施策を検討する。

(2) 野菜（全地域）

露地野菜や施設野菜については、指定野菜を中心に、出荷体制の強化に努めるとともに、農産物直売所での販売を中心に消費者ニーズに対応した多品目栽培を推進する。

特に、地力の減退・連作障害などに対処するため、良質有機物の使用による土づくりを目指す。さらに多様化する消費者の志向・動向に対応するため、外食産業向けの野菜を共同生産できる体制の整備を図る。

2 農業近代化施設の整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

令和元年度に実施したアンケート調査によると、今後の農業経営について 39.5%の農家が現状維持と答えていたが、縮小・廃農希望農家も 37.0%あった。拡大希望農家はわずか 6.4%であり、今後農業離れが加速してくるものと予測される。

こうしたことから、耕作の継続が困難となると思われる離農者の農地を拡大希望農家（担い手）へ集積していくとともに、新規就農者の受け入れ態勢を早急に整備していく必要がある。

本市における新規就農者の育成目標は年間 10 人である。

新規就農者の育成については、希望者への積極的な情報発信、就農相談会の開催を通じた情報の提供、農業経営に必要な栽培技術の習得支援、農地確保のサポートを行う。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

農業を担うべき者のための支援の活動として以下の支援を実施する

① 農業の技術・知識習得のための支援

農業の技術・知識習得については、関係機関と連携して栽培講習会等を実施し、更に認定農業者等担い手農家に対しては、先進農家の視察研修等を計画し経営感覚の向上に努めていく。

② 就農準備等に必要な資金の支援

将来農業経営の担い手となることが期待される意欲的な農業者に対しては、就農相談会の開催を通じて、新規就農計画の作成を支援するとともに、営農開始給付金事業制度の普及、活用に努める。

③ 生産基盤となる農地の円滑な取得等に対する支援

農業者の高齢化や離農者によって生じる農地をあっせんし農地の流動化を積極的に図り、担い手の生産基盤の拡充を図っていく。

④ 就農や経営向上のための必要な各種の情報提供体制への支援

国、県から流れてくる情報誌を積極的に活用し、新規就農希望者や農業担い手に対して、情報を提供していく。

4 森林の整備その他林業振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

令和元年度に実施した農業振興に関するアンケート調査の結果によると、農業従事者で農業のほかに仕事をしている方は1,517人のうち382人(25.2%)は恒常的勤務としていたが、127人(8.3%)は日雇い・パートといった不安定な勤務形態となっていた。

今後、兼業農家等の農地の集積化を促進する上では、兼業農家の農業従事者の安定的な就労の場を確保・創出するため、企業誘致等を推進し、市内での雇用の場の確保を目指す。

<農業従事者の他産業への就業状況>

単位：人

区分	男女別・従業地別						合計		
	市内			市外			男	女	計
	男	女	計	男	女	計			
自営農業のみ	417	222	639	15	3	18	432	225	657
	63.5%	33.7%	97.3%	2.3%	0.5%	2.7%	65.8%	34.2%	100.0%
自営兼業	114	69	182	28	7	35	142	76	218
	52.3%	31.5%	83.6%	13.0%	3.2%	16.2%	65.3%	34.7%	100.0%
恒常的勤務	117	64	181	132	69	201	249	133	382
	30.6%	16.8%	47.4%	34.6%	18.0%	52.6%	65.1%	34.9%	100.0%
日雇い・パート ・アルバイト	21	54	75	23	29	52	44	83	127
	16.5%	42.5%	59.0%	18.0%	23.0%	41.0%	34.5%	65.5%	100.0%
その他	57	53	110	15	9	24	71	62	133
	42.7%	39.6%	82.4%	11.0%	6.6%	18.0%	53.7%	46.3%	100.0%
合計	726	461	1,187	213	117	330	939	578	1,517
	47.8%	30.4%	78.2%	14.0%	7.7%	21.8%	61.9%	38.1%	100.0%

資料：令和元年度農業者アンケート結果

注：その他は、就労形態区分が無回答であるものを集計した。就労先が不明のものは除いている。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

(1) 就業先となるべき事業に係る施設

就業先となる施設は、市街化区域の既存工業地域を対象とする。

(2) 農業従事者の就業意向を把握するための対策

他産業への就業を希望または検討している農業従事者に対して、個別に就業相談活動を行い、就業意思確認を行う。

(3) 農業従事者に対する就業相談活動の強化対策

関係機関等と連携し、就業相談や職業指導を実施し、農業従事者の円滑な就職を支援する。

(4) 地域資源の利活用による就業機会の確保対策

自家で生産された農産品を自分で加工し販売することは、付加価値がつき利益も上がり就業時間が増える。農閑期に他産業へ就業しないで安定的な経営が営めるため、野菜や果樹などの農産物加工、特産品開発を推進する。

(5) 企業進出に際しての地域関係者等との連絡調整方策

地域に企業が進出するような機会があった場合は、企業側と地域関係者の事前説明会を開催し、環境や地域住民の就業について十分な話し合いを持つと共に、市内農業従事者及び家族の雇用や地域環境に配慮した立地を誘導していく。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業との関係

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の計画

農業振興地域は、農産物の供給の場としての役割はもとより、環境保全や防災空間、都市と農村の交流の場といった多面的機能を有している。しかし、一方では、農業従事者の高齢化、兼業化による他産業への就業などが進み、農業の生産環境の維持や生活環境にも影響を与えることとなる。

さらに、生活排水は河川・水路の水質汚濁の主な原因として、水質に大きな影響を与えている。

市では、集团的優良農地の保全及び生活環境の整備促進とともに、多面的機能支援事業等を活用した、地域住民自らの主体的取組による環境保全活動など、農村の特徴を活かした整備を推進しているところであり、農業生産の振興と併せて、美しく、住みよい農村環境の形成を促進していく。

農業振興地域内の生活排水処理については、行田市生活排水処理基本計画による合併浄化槽の普及を図り、生活排水等の浄化に努める。また、集落内の生活道路や農業用道路、用排水路などの整備、維持管理を推進していく。

また、市民との協働によるまちづくりを推進し、農村生活環境に係る地域とともに、環境美化意識の高揚が図れるよう努めていく。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付 図

別添

- 1 土地利用計画図（付図1号）
- 2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）
- 3 農用地等保全整備計画図（該当なし）
- 4 農業近代化施設整備計画図（該当なし）
- 5 農業就業者育成・確保施設整備計画図（該当なし）
- 6 生活環境施設整備計画図（該当なし）

別記 農用地利用計画

（1）農用地区域

ア 現況農用地等に係る農用地区域

別表のとおり

イ 現況山林、原野等にかかる農用地区域

該当なし

（2）用途区分

別表のとおり